

整備基準(案)の概要

・国の参酌基準(平成24年国土交通省令第103号)に長野県の独自基準を加えます。

国の参酌基準

- 1 総則的な基準
 - ・ 健全な地域社会の形成
 - ・ 良好な居住環境の確保
 - ・ 建設・維持管理費縮減への配慮
- 2 敷地の基準
 - ・ 敷地の安全性
 - ・ 利便性の考慮
- 3 住棟、敷地の建物の基準
 - ・ 日照、通風の確保
 - ・ プライバシーの確保
- 4 住宅の基準
 - (1) 省エネ基準
 - ・ 断熱材、ペアガラス
 - (2) 遮音性能
 - ・ 床の厚さ
 - (3) 劣化の軽減
 - ・ コンクリートの厚さなど
 - (4) 維持管理への配慮
 - ・ 設備配管の点検口設置
 - (5) 空気環境
 - ・ シックハウス対策
 - (6) 高齢者等への配慮(住戸内)
 - ・ バリアフリー
 - ・ 手すりの設置
 - (7) 高齢者等への配慮(共用部分)
 - ・ エレベーターの設置
 - (8) 規模
 - ・ 1戸の床面積は25㎡以上
 - (8) 設備
 - ・ 台所、水洗便所、洗面及び浴室、TV受信、電話回線
- 5 公営住宅に付帯する設備の基準
 - ・ 自転車置場
 - ・ 物置、ごみ置場
- 6 共同施設の基準
 - ・ 児童遊園
 - ・ 集会所
 - ・ 広場及び緑地
 - ・ 通路



省エネ対応:断熱材



高齢者に配慮したトイレ・風呂



高齢者に配慮した外部通路・エレベーター



共同施設(自転車置場)

長野県条例



長野県独自の基準

○ 県産木材の利用推進

具体例: 内装材に県産木材を使用



県産木材の積極的利用

○ 多雪・寒冷気候への対応

具体例: 凍結防止用電熱ヒーター、暖房便座、防雪スクリーンの設置



防雪スクリーンの設置

○ 障害者対応・ユニバーサルデザイン

具体例: 水栓・ドアのレバーハンドル化、共用部分に点字ブロックを設置



点字ブロックの設置